

平成26年度から
国保税の税率が改正されます

問 町民税務課
○課税について 課税係 ☎77-3915
○届け出について 国保年金係 ☎77-3913

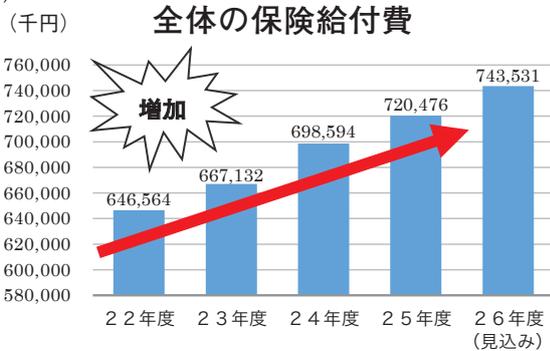
町における医療費は年々増加傾向にあり、国民健康保険（以下、国保）財政は大変厳しい状況にあります。そのため、表2のとおり国保税率の見直しが必要となりました。皆さまの理解とご協力をお願いいたします。

◆芝山町国民健康保険の現状

国保は、病気や怪我をしたときに安心して医療が受けられるように、加入者の皆さんがお金を出し合い、お互いに助け合う制度です。町の国保は、運営の健全性を保つため、法律に基づき一般会計と区別した特別会計で処理を行っています。その財源は、国・県・町からの支出金、社会保険などからの交付金と保険税で賄うこととなっています。しかし近年、高齢化の進展や医療の高度化に伴い医療費は年々増大しているのに対し、国保税収入は増収が見込めず、医療費が税収入を上回る状態が恒常化するなど、国保財政は非常に厳しい状況にあります。このような状況の中、芝山町ではできる限り加入者の負担を抑制するため、ここ

数年にわたり基金（積立金）を取り崩すなどして、なんとか国保税の引き上げを回避してきましたが、それもほぼ底をついてしまいました。

(表1)



■休日・夜間受診はよく考えて
「昼間は用事があるから」「夜間の方が空いているから」このよう

医療費の抑制にご協力ください

◆平成26年度からの国保税率
このような財政事情を受け、国保の安定的な運営を図るため、平成26年度から国保税の税率改正をお願いせざるを得ない状況となりました。なお、税率は財源不足を補いつつ、住民の皆さまの負担をできる限り押さえられるよう総合的に検討した結果、国保運営協議会から得られた答申に従い表2のとおり決定されました。

ジェネリック医薬品に切り替えることで、医療費の抑制につながり、医療機関での窓口負担も少なくなる場合がありますので、医師や薬剤師に相談してみましよう。

■ジェネリック医薬品を使う
ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、特許期間の過ぎた新薬（先発医薬品）と同じ効能のある処方薬で、新薬よりも低価格です。

な気持ちで受診している人はいませんか？午後6時以降の夜間や休日の診療には加算料金がかかりますので、診察はできるだけ診療時間内に受けるようにしましょう。本当に必要な人に医療の手が届かなくなる可能性があります。

(表2)

	改正前	改正後	
医療給付費分 (0~74歳)	所得割	7.5%	7.7%
	均等割	28,000円	30,000円
	平等割	30,000円	30,000円
課税限度額	51万円	51万円	
後期高齢者支援金分 (0~74歳)	所得割	1.3%	1.7%
	均等割	7,000円	10,000円
	課税限度額	14万円	16万円
介護納付金分 (40~64歳のみ)	所得割	1.5%	1.7%
	均等割	12,000円	13,000円
	課税限度額	12万円	14万円

情報公開

平成25年度の運用状況 開かれた行政を目指して

☎ 総務課
行政係・情報管理係
・選挙管理委員会
☎ 77 - 3901

情報公開制度および個人情報保護制度に基づき、平成25年度の運用状況を公表します。

■情報公開制度について

情報公開は、町政に関する透明性を確保するために始まった制度で、芝山町情報公開条例第27条の規定により毎年の実施状況について公表しています。

(1)開示請求件数

請求		申出 ※		合計	
人数	件数	人数	件数	人数	件数
2人	3件			2人	3件

※申出…平成14年3月31日以前の情報

(2)実施機関ごとの開示請求に関する処理状況

実施機関	決定件数		決定の状況			
			開示		却下	
	請求	申出	請求	申出	請求	申出
町長	3	0	2	0	1	0

(3)不服申立ての状況 0件

(4)開示請求の処理状況一覧

受付番号	請求年月日	請求件数	請求に係る公文書の件名又は内容	所管課等	決定期間満了日	決定年月日	決定内容	非開示理由
1	25.5.24	2	1. 再建築費評点数計算書 2. 家屋調査票	町民税務課 (課税係)	25.6.7	25.6.6	開示	
2	25.12.2	1	平成25年度 代表区長・区長名簿	総務課 (行政係)	25.12.17	25.12.13	却下	利害関係を有することが認められないため

■選挙人名簿の閲覧状況

平成25年4月1日から平成26年3月31日までの公職選挙法に係る選挙人名簿抄本の閲覧については、以下のとおりです。なお、同期間において在外選挙人名簿抄本の閲覧はありません。

選挙人名簿閲覧状況の公表

閲覧年月日	請求件数	利用目的の概要	申出者の氏名	閲覧に係る選挙人の範囲
25.10.31	1	総会等案内のため	岩澤達弥	本人

■個人情報保護制度について

この制度は、町が保有する個人情報の取扱いについての基本ルールを定めており、個人情報の自己のコントロール権を認めて個人情報の権利利益を保護するために始まったものです。芝山町個人情報保護条例第39条の規定により運用状況を公表しています。

(1)保有する個人情報取扱事務の件数

(平成26年4月1日現在) 524件

(2)個人情報取扱事務の件数

実施機関	新規事務	廃止事務	取扱件数
町長	23	21	433
教育委員会	0	1	65
選挙管理委員会	0	0	14
監査委員	0	0	0
農業委員会	0	0	7
固定資産評価審査委員会	0	0	0
議会	1	1	5

(3)個人情報の開示請求等件数 0件

(4)不服申立ての状況 0件

■インターネットを利用した申請等手続き

手続きの名称	担当課	申請到達件数
公文書開示請求	総務課 行政係	0
芝山あいあいタクシー利用者登録申込	総務課 空港地域振興係	1
住民票の写し交付申請	町民税務課 戸籍係	1
戸籍の附票の写し交付申請		0
住所証明書(軽自動車登録用)交付申請		0
軽自動車税納税証明書(継続車検用)交付申請	町民税務課 収税係	0
法人所在証明(軽自動車登録用)交付申請	町民税務課 課税係	0
総計		2